

# 社会保険 とらぎ

S H A K A I H O K E N T O C H I G I

2023.6

隔月発行

No. 737

## CONTENTS

### 社会保険協会 P2・3・8・9・10

- 年会費納入のお礼と口座振替について
- 今回同封いたしました2冊子について
- 事業所の皆様とご家族の福利厚生にご利用ください
- 予告 今年のバスツアーの日程が決まりました
- 契約保養施設宿泊利用補助のご案内
- たんばらラベンダーパーク入園割引券のご案内
- 東京ディズニーリゾート「コーポレートプログラム利用券」のご案内
- 大平ぶどう狩り・ぶどう購入料金に係る割引券のご案内

### 日本年金機構 P4・5

- 令和5年度 社会保険事務説明会について
- 算定基礎届の提出について

### 協会けんぽ P6・7

- はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方
- 「第三者行為による傷病届」の提出について

今月の  
同封物

・健康づくり 小冊子  
「子どもにスマホを与えるときに読む本」  
「高齢者のあんしん生活」



那珂川(那珂川町)



## 社会保険協会からのお知らせ



### 年会費納入のお礼と口座振替について

令和5年度の年会費につきまして、既に多くの会員事業所様から納入をいただいております。ありがとうございます。また、昨年度から準備をすすめていました口座振替での取り扱いは、ご賛同いただいた会員事業所様あて4月にご案内いたしましたとおり、6月20日に振替させていただきます。

口座振替による年会費のお取り扱い、T-NET代金回収サービスという、栃木県内の銀行系の代金回収サービスを利用しています。会員事業所様の利便性はもちろん、安心・安全に、かつ低コストで当協会の事務効率にも役立っています。

次年度に向けて、口座振替を始められる場合のスケジュール等は次のとおりです。新たに口座振替へのご検討をいただける会員事業所様は、ご連絡をお願いいたします。

- ・「口座振替依頼書」のご提出……………当年度12月末日まで  
(※口座については、栃木県内に本店のある金融機関の、本・支店となります。)
- ・口座振替の事前通知「口座振替のお知らせ」の送付……………次年度 4月初旬
- ・次年度会費のご指定口座からの引落し……………次年度 6月20日基準  
(※通帳の摘要欄には「シャカイホケンキョウカイ」と表示)
- ・口座振替にかかる手数料のご負担はありません
- ・お申し込みに必要な「口座振替依頼書」はお手数ですが、当協会までご連絡ください。  
(TEL028-666-0480・FAX028-666-0481) 郵送いたします。

### 口座振替 Q & A

- Q: 口座振替依頼書提出後に代表者の変更がありました。変更届等必要ですか。
- A: 既に口座振替依頼書でのお申し出銀行の確認が済んでいる場合で、その後に代表者に変更になった時は、口座・法人名に変更がなければお届けはいいと思います。銀行からの確認を得ています。口座振替依頼書提出すぐの場合や状況が明確でない場合は、お手数でもご連絡ください。
- Q: 「預金口座振替依頼書」の中の「契約印」は、金融機関通帳を新規作成時の契約印かにかかでしょうか。
- A: 「お届印」と「契約印」欄があり迷われると思います。お届印は通帳印ですが、契約印はこの「預金口座振替依頼書」を提出する確認印になります。限定はありませんので、お届印を同じく契約印欄に押印いただくことも支障ありません。

### 今回同封いたしました2冊子について

#### 「子どもにスマホを与えるときに読む本」

昨今、SNS(ソーシャル・ネットワーキングサービス)は、便利さとあわせて、巧妙で危険な事柄が増えています。家庭内でお子さんにスマートフォンを利用させるときに考慮すべきことが書かれた冊子を選定いたしました。今回、お子様だけではなく、大人も、SNSについてデメリットやトラブル時の対応の確認をしておくことで安心できますし、ご自分の「ネット依存度」を振り返ってみる機会にいただければと思います。

#### 「高齢者のあんしん生活」 この冊子での健康づくり講師派遣(無料)も実施いたします

仕事をしながら、家庭生活を維持する中で、子育てと同じように気がかりなのは、「認知症」になったら…、認知症の親や配偶者の介護が必要になったら…ということがあると思います。

認知症とはどういうものなのか、認知症を防ぐ方策はあるのか、自分や家族が認知症になったらどう対応するのか、どんな公的な制度があるのか、介護サービス利用はどうしたらいいのか、高齢者への悪質商法はどんなトラブルが発生しているのか、等々をまとめた冊子です。

高齢化に賢く対処するため、元気なうちから諸問題を知っておくことで、迷わない対応に役立てていただければと思っています。

なお、この冊子をもとにした、事業所単位での講習会実施希望がある場合は、無料で講師を事業所等に派遣いたします。日程調整が必要になりますので、詳しくは、4月に送付しました「栃木県社会保険協会事業のご案内」P4・5をご覧ください。(当協会のホームページにも掲載あり)

## 事業所の皆様とそのご家族の福利厚生にご利用ください

既に広報しています施設利用割引券のうち、利用できる割引券がまだございます。  
本年度、利用していない事業所様につきましては、是非ご利用ください。



### 江川海岸潮干狩り利用割引券 (申込書は2月号又はHPから)

次の「潮見表」を参考に暖かくなった海岸で、潮干狩りを楽しんでください。最終は7月17日(月・祝)になります。海岸からほど近いところに、広大な三井アウトレットパークもあり、食事やショッピングも楽しめます。

令和5年  
潮見表

※印の日は、潮干狩り  
できません。

6月	1木	2金	3土	4日	5月	6火	7水	8木	9金	10土	11日	12月	13火	14水	15木	16金
	※	800-1130	800-1230	830-1330	900-1400	930-1500	1030-1530	1130-1600	※	※	※	※	※	※	730-1030	730-1130
7月	17土	18日	19月	20火	21水	22木	23金	24土	25日	26月	27火	28水	29木	30金		
	800-1230	830-1330	930-1400	1000-1430	1030-1500	1130-1500	1230-1500	※	※	※	※	※	※	※		
7月	1土	2日	3月	4火	5水	6木	7金	8土	9日	10月	11火	12水	13木	14金	15土	16日
	730-1130	800-1230	830-1300	900-1400	1000-1430	1030-1500	1130-1530	※	※	※	※	※	※	※	800-1100	830-1200
7月	17日															
	900-1300															

### 「施設利用会員証」発行について (申込書は2月号又はHPから)

優待利用契約をしている宿泊施設の利用ができる「施設利用会員証」は、3年ごとに更新をしており、本年度が更新の年度になります。更新する事業所様はもちろん、新たにご利用する事業所様も是非お申し込みください。カード形式の「施設利用会員証」は、まだ充分にご用意があります。

当協会のHPに、会員専用パスワードを入力してご覧いただける優待施設情報の詳細を掲載しています。「施設利用会員証」を交付する際に、HP会員専用パスワードをお知らせしています。

### 予告 今年のバスツアーの日程が決まりました 機関紙8月号で募集予定です

①令和5年9月30日(土) 戸隠神社コース ②令和5年10月14日(土) 軽井沢コース

①②とも、乗車口は、JR宇都宮駅東口・JR栃木駅北口・関東自動車佐野営業所の3か所です。

## 契約保養施設 宿泊利用補助のご案内

1人につき1泊に限り1,000円の利用補助を行います。事前申込による「保養施設利用承認書」が必要です。

#### 対象施設

「休暇村」全国35カ所国立公園・国定公園にあるリゾート施設です。

※「休暇村」一覧は当協会のホームページを参照ください。

※休暇村のコテージ・キャンプ場は宿泊利用補助の対象外になります。

#### 申込資格 対象者

2023年度社会保険協会費を納付いただける事業所の被保険者とその家族

1事業所6名まで

#### 利用期間

通年 ただし予定定員に達した場合は締め切ります

#### 申込方法

①宿泊する方が、直接、該当の休暇村へ予約をする

予約の際、栃木県社会保険協会の会員である旨伝えてください。

②宿泊時に持参する「保養施設利用承認書」の申込を、当協会あてに行う

所定の「保養施設利用申込書」は当協会のホームページからダウンロード又は、当協会までTEL・FAXで連絡いただければ速やかに郵送いたします

③「保養施設利用申込書」を記入し、返信用封筒(84円切手貼付)に、宛先(申込個人の方・事業所どちらでも可)を明記の上、同封してください。

確認後、「保養施設利用承認書」を郵送しますので宿泊施設あて提出ください。

#### お申し込み お問合わせ

〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル3階  
一般財団法人 栃木県社会保険協会 ☎028-666-0480

# 令和5年度 社会保険事務説明会について

令和5年度社会保険事務説明会を日本年金機構栃木県内年金事務所と全国健康保険協会栃木支部の合同で、下記「説明会日程表」のとおりで開催いたします。

会場の定員の関係で、対象事業所の所在地でご案内しておりますが、ご都合が合わない場合は他の会場でも結構ですのでご参加ください。

## 【説明内容】

- ・ 算定基礎届事務について
- ・ 健康保険の実務について 等を予定しております。

## 説明会日程表

お問い合わせは、お近くの年金事務所まで

年金事務所	日時	会場	備考
宇都宮西	6月23日（金）10：00～	宇都宮市文化会館大ホール 宇都宮市明保野町7-66	東事務所と 合同開催
宇都宮東	6月23日（金）14：00～	宇都宮市文化会館大ホール 宇都宮市明保野町7-66	西事務所と 合同開催
	6月15日（木）13：30～	真岡市民会館小ホール 真岡市荒町1201	
	6月28日（水）13：30～	高根沢町民ホール 塩谷郡高根沢町石末1825	
栃木	6月26日（月）9：30～	小山市立文化センター大ホール 小山市中央町1-1-1	
	6月26日（月）14：00～	栃木文化会館大ホール 栃木市旭町12-16	
	6月28日（水）9：30～	佐野市文化会館大ホール 佐野市浅沼町508-5	
	6月28日（水）14：00～	足利市民プラザ文化ホール 足利市朝倉町264	
大田原	6月23日（金）14：00～	那須野が原ハーモニーホール 大田原市本町1-2703-6	
今市	6月1日（木）14：00～	今市文化会館 日光市平ヶ崎160	

注：会場駐車場におきましては混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関をご利用してご来場願います。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

お問い合わせは、お近くの年金事務所まで

県内年金事務所の  
電話番号

宇都宮西年金事務所 TEL. 028(622)4281  
 宇都宮東年金事務所 TEL. 028(683)3211  
 栃木年金事務所 TEL. 0282(22)4131  
 大田原年金事務所 TEL. 0287(22)6311  
 今市年金事務所 TEL. 0288(88)0082

 **日本年金機構**  
Japan Pension Service

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

## 7月は算定基礎届の提出時期です！

### ●算定基礎届とは

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、その年の4月・5月・6月の実際に支払われた賃金を、事業主から「算定基礎届」によって届出いただき、毎年1回、各被保険者の標準報酬月額を決定しなおします。

この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則、その年の9月から翌年の8月まで適用され、毎月の保険料計算や、健康保険の給付計算及び将来の年金額計算の基礎となる大切なものです。正しく記載し、提出期間内にご提出ください。

### ●届出の対象となる方

7月1日現在のすべての被保険者になります。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- ① 6月1日以降に資格取得した方
- ② 6月30日以前に退職した方
- ③ 7月改定の月額変更届を提出する方（届出用紙の備考欄に「7月月変」と記入し、別途月額変更届を提出してください。）

### ●届出用紙等は、6月14日から順次郵送されます。



※社会保険労務士に委託されている事業所については、直接社会保険労務士にお送りします。

※電子媒体（CD）による届出の事業所については、6月下旬にCDをお送りします。

### ●提出期間と提出先



#### 70歳以上の被用者の届出は？

70歳以上の被用者の届出は、通常の算定基礎届と一体型の用紙になりました。70歳以上の被用者の方につきましては、算定基礎届に個人番号（もしくは基礎年金番号）と備考欄にある「70歳以上被用者算定」に○を付けていただきますので、ご提出の際はご注意ください。

**提出期間：7月1日(土)～10日(月)まで**

**提出先：高崎広域事務センターへ郵送**（同封した返信用封筒をご利用ください）

※提出方法は用紙によるほか、電子媒体（CDまたはDVD）による提出や電子申請で行うことができます。

## 従業員に賞与を支給したときの手続き

賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付することになっています。事業主が被保険者及び70歳以上の被用者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」により支給額等を届出します。

この届出内容により標準賞与額が決定され、これにより賞与の保険料額が決定されるとともに、被保険者が受給する年金額の基礎となるものですので適切な届出をお願いします。

# 協会けんぽからのお知らせ



知っていますか？ 正しい健康保険の使い方

## はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として健康保険の給付を受けることができます。なお、健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

### どんなときに対象になるの？



#### はり・きゅう

#### あん摩・マッサージ

傷病・症状

神経痛

リウマチ

五十肩

腰痛症

頸腕症候群

頸椎捻挫後遺症

筋麻痺

関節拘縮

条件

医師による適当な治療手段がなく、**医師がはり・きゅうの施術を受けることを同意した場合**に限ります。

症状の改善を目的として、**医師があん摩・マッサージの施術が必要と同意した場合**に限ります。

### 施術を受けるときの注意点

#### 1 定期的に医師の同意が必要です

健康保険を使って継続して「はり・きゅう」または、「あん摩・マッサージ」の施術を受ける場合は、6か月ごとに文書による同意が必要です。医師の同意がない施術は、健康保険の対象となりません。



#### 2 「療養費支給申請書」の内容を確認したうえで、必ず記入・押印してください

「療養費支給申請書」は、施術を受けた方が施術費用の一部を協会けんぽに請求し、支払いを受けるために必要な書類です。「療養費支給申請書」には、傷病名・日数・金額などが記載されています。内容をよく確認したうえで、ご自身で記入・押印しましょう。



#### 3 領収証は必ずもらいましょう

領収証は医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管しましょう。



はり・きゅうの施術を受けながら、保険医療機関で同じ傷病の治療（診察・検査は除く）を受けた場合、はり・きゅうの施術は、健康保険の給付対象になりません。医師から薬や湿布を処方された場合も、はり・きゅうの施術は、健康保険の給付対象になりません。

詳しくは  
協会けんぽのHPを  
ご覧ください↓

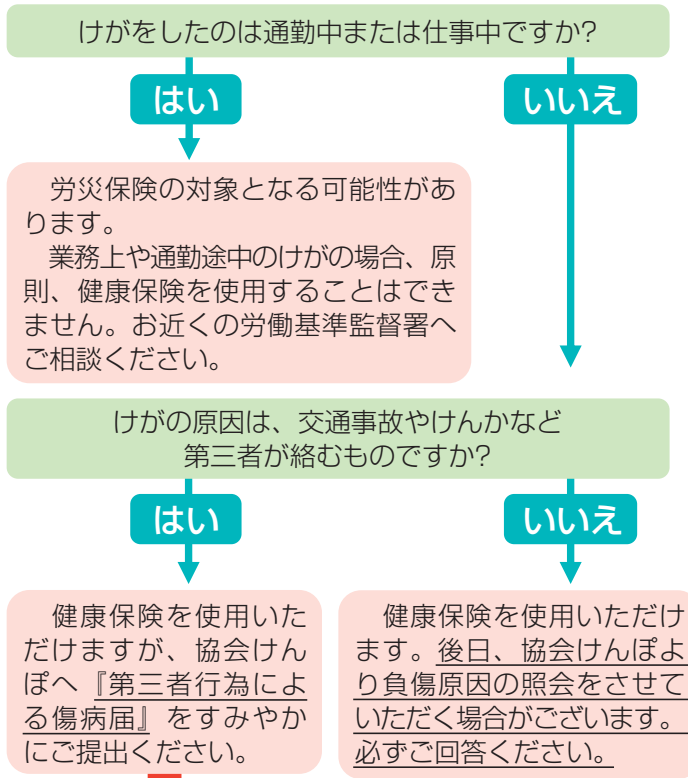


お問い合わせ 業務グループ 028-616-1693

## 第三者（他人）の行為によってけがをした場合、医療機関で保険証を使用する際は、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です

交通事故などの第三者行為により負傷された場合の治療費は、本来加害者（第三者）の負担となりますが、業務災害または通勤災害以外の場合、健康保険を使って治療することもできます。その場合、治療費は協会けんぽが一時的に立て替え、後日、加害者に請求することになります。

下記のフローチャートをご確認ください。



### 第三者行為に該当する主な例

- 相手がいる交通事故
- 事故車に同乗していた
- 他人の飼い犬等に噛まれた
- ケンカや暴力行為

協会けんぽ 第三者行為 検索

『第三者行為による傷病届』をすぐに提出できず、保険証を使用する際は、取り急ぎ事故等の状況をお電話にてお知らせください。  
 第三者行為による傷病届は協会けんぽホームページよりダウンロードいただけます。

### よくあるご相談



加害者が友達なので、請求しないでほしいのですが・・・

被害者が保険給付を受けた時点で保険者（協会けんぽ）は、被害者が加害者に請求する権利を、被害者に代わって取得しています。保険者（協会けんぽ）からの加害者への請求を望まないのであれば、健康保険からの給付を受けず、自由（自費）診療で治療を受けていただくこととなります。



お問い合わせ レセプトグループ 028-616-1694

## 全国健康保険協会 栃木支部 協会けんぽ

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階  
 TEL 028-616-1691（代表）

申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>

# たんばらラベンダーパーク入園割引券のご案内

沼田I.Cから車で30分。コロナ明けにお車での遠出はいかがでしょうか。標高1300mの爽やかな高原では、5万株のラベンダーと夏の花々が迎えてくれます。例年の見頃は7月下旬になります。お花を持ち帰りたい方には、7月15日から8月15日の間、先着順1,000円でラベンダーの摘み取りも行っていきます。例年ドッグランが設置されていますので、愛犬と一緒に楽しみいただけます。

**申込資格** 2023年度社会保険協会費を納入いただいた事業所、または納入いただける事業所の被保険者及びそのご家族。

**場所** たんばらラベンダーパーク(群馬県沼田市玉原高原)  
TEL 0278-23-9311

**開園期間** 2023年7月1日(土)~2023年8月27日(日)

入園料金	通常料金	補助金額	利用者負担金
※未就学児は入園無料	中学生以上 1,200円	500円	700円
	小学生 500円	500円	0円



割引券1枚につき、通常入園料金を500円補助します。

**発行枚数** 1,000枚 ※1事業所6枚までとなります。

**申込期限** 開園期限内。ただし先着順に発送し、発行枚数になり次第、締め切ります。

**申込方法** (1)下記申込書に必要事項をご記入いただき、郵送でお申し込みください。

いくつかの割引券を同時にお申し込みの場合、協会への郵送は1つの封筒で支障ありませんが、返信用封筒は、割引券それぞれに添付をお願いいたします。繁忙期や輻輳しての割引券発行の時期は、割引券ごとの発送作業を行っており、速やかな返送をさせていただくため、ご協力をお願いしています。

(2)割引券をお届けするため添付いただく返信用封筒には、宛先(事業所または申込者等)を明記した上で、84円切手を貼付してください。



お申し込み  
お問い合わせ

〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル3階  
一般財団法人 栃木県社会保険協会 ☎028-666-0480

お願い 返送用の封筒(宛名明記・切手貼付)はそれぞれの申込書ごとに同封してください

## ラベンダーパーク入園割引券申込書

コピー可

一般財団法人栃木県社会保険協会 あて

令和 年 月 日

事業所所在地	㊦ 住所		
事業所名称	㊧		
電話番号	担当者氏名		
事業所整理記号	—	協会管理番号	

※事業所整理記号は年金事務所から送付される算定基礎届等に記載されています。例) 01-トヘソ

※協会管理番号は「社会保険とちぎ」が送付された封筒の宛名シール下部に印字しています。

氏名	被保険者・家族の別 (○で囲んでください)	氏名	被保険者・家族の別 (○で囲んでください)
①	被保険者・家族	④	被保険者・家族
②	被保険者・家族	⑤	被保険者・家族
③	被保険者・家族	⑥	被保険者・家族

※お申し込みされる方、全員(1事業所6名まで)のお名前をご記入ください。

※この申込書に記入された情報は、本事業以外の目的には使用いたしません。



# 東京ディズニーリゾート「コーポレートプログラム利用券」のご案内

**申込資格** 2023年度社会保険協会費を納入いただいた事業所、または納入いただける事業所の被保険者及びそのご家族。

**施設** 東京ディズニーランド・東京ディズニーシー

**利用期間** 2023年6月1日(木)～2024年3月31日(日)

**利用方法** パークチケットの購入は1人1枚有効で、利用券1枚につき1,000円の補助。パークチケットは、現在、価格変動制になっており、オンライン予約購入サイト、又、一部ホテルの宿泊時に入手いただけます。利用券の中面を開くと、オンライン購入時に必要なコードが記載されています。詳細、今後の変更等はディズニーリゾート・オフィシャルウェブサイトで確認ください。

**発行枚数** **2,000枚** ※多くの方にご利用いただけるよう1事業所4名までとさせていただきます。

**申込期限** 利用期限内。ただし先着順に発送し、発行枚数になり次第、締め切ります。

**申込方法** (1)下記申込書に必要事項をご記入いただき、郵送でお申し込みください。いくつかの割引券を同時にお申し込みの場合、協会への郵送は1つの封筒で支障ありませんが、返信用封筒は、割引券それぞれに添付をお願いいたします。繁忙期や輻輳しての割引券発行の時期は、割引券ごとの発送作業を行っており、速やかな返送をさせていただくため、ご協力をお願いしています。  
(2)割引券をお届けするため添付いただく返信用封筒には、宛先(事業所または申込者等)を明記した上で、84円切手を貼付してください。

**その他** 当協会では、「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム」に入会し、会員皆様が利用できるパークチケット利用券の補助を行っています。(宿泊ご利用の契約は行っていません) この利用券がない場合でも、「コーポレートプログラム」では、利用できる特典プランの用意があります。当協会のホームページTOP→下部年間事業⑥東京ディズニーランド(ディズニーシー)をクリック→「東京ディズニーリゾート・コーポレートHP」をご覧ください。ご利用の際必要な「プランパスワード」を記載していますのでお得にご利用ください。また、パークチケット購入の際等のオンライン利用操作のお問い合わせ先・コーポレートプログラムへのお問合せ先もそちらに掲載していますので参照ください。



©Disney



**お申し込みお問い合わせ** 〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル3階  
一般財団法人 栃木県社会保険協会 ☎028-666-0480

**お願い** 返送用の封筒(宛名明記・切手貼付)はそれぞれの申込書ごとに同封してください

## 東京ディズニーランド(ディズニーシー)利用券申込書

コピー可

一般財団法人栃木県社会保険協会 にて

令和 年 月 日

事業所所在地	㊦ 住所		
事業所名称	㊦		
電話番号	担当者氏名		
事業所整理記号	—	協会管理番号	

※事業所整理記号は年金事務所から送付される算定基礎届等に記載されています。例) 01-トヘソ  
※協会管理番号は「社会保険とちぎ」が送付された封筒の宛名シール下部に印字しています。

氏名	被保険者・家族の別 (○で囲んでください)	氏名	被保険者・家族の別 (○で囲んでください)
①	被保険者・家族	③	被保険者・家族
②	被保険者・家族	④	被保険者・家族

\*お申し込みされる方、全員(1事業所4名まで)のお名前をご記入ください。

※この申込書に記入された情報は、本事業以外の目的には使用いたしません。

# 大平のぶどう狩り・ぶどう購入料金に係る割引券のご案内



- 申込資格** 2023年度社会保険協会費を納入いただいた事業所、または納入いただける事業所の被保険者及びそのご家族。
- 利用できる施設** 栃木市大平町「大平町観光ぶどう園」



←大平ぶどう団地QR

園名	電話番号	園名	電話番号	園名	電話番号
盤峰園	0282-43-2133	関口観光ぶどう園	090-5390-0091	今松本ぶどう園	0282-43-3817
富田ぶどう園	090-6793-7321	小林重雄ぶどう園	0282-43-3849	森田ぶどう園	090-8641-5113
下皆川ぶどう園	0282-43-3319	川崎ぶどう園	090-7182-0577	藤野ぶどう園	0282-43-1808
野の香ぶどう園	090-5303-1352	小林一夫ぶどう園	0282-43-3848	峠家ぶどう園	0282-43-0580
天海友一ぶどう園	0282-43-2112	Ⓣふる里ぶどう園	0282-21-8626	マルヨシぶどう園	0282-43-3888
大山ぶどう園	090-6496-5215	内海ぶどう園	0282-43-3844	杉田ぶどう園	0282-43-3879
資料館前直売所関ぶどう園	090-5528-0575	荒川清ぶどう園	090-2730-4480	立花園	0282-43-3886
高科ぶどう園	090-4674-5118	小林栄一ぶどう園	0282-43-4152	荒川ぶどう園	0282-43-3851

**有効期間** 2023年8月1日(火)～2023年9月20日(水)

料金	補助料金	利用者負担金	利用方法
利用できる施設の料金	500円	ぶどう狩り及びぶどう購入料金から500円を差し引いた金額(但し、補助金に満たない場合は、負担はありません。)	1人1枚1施設(ぶどう狩り・ぶどう購入料金のどちらか1回限り)の利用ができます。

**発行枚数** 2,200枚 ※1事業所6枚までとなります。

**申込期限** 有効期限内。ただし先着順に発送し、発行枚数になり次第、締め切ります。

- 申込方法**
- 下記申込書に必要な事項をご記入いただき、郵送でお申し込みください。いくつかの割引券を同時にお申し込みの場合、協会への郵送は1つの封筒で支障ありませんが、返信用封筒は、割引券それぞれに添付をお願いいたします。繁忙期や輻輳しての割引券発行の時期は、割引券ごとの発送作業を行っており、速やかな返送をさせていただくため、ご協力をお願いしています。
  - 割引券をお届けするため添付いただく返信用封筒には、宛先(事業所または申込者等)を明記した上で、84円切手を貼付してください。

**その他** 有効期間にかかわらず、ぶどう狩りは、生育状況によりできない場合があります。開園時間・入園料・休園日等は、施設により若干異なりますので直接施設へお問い合わせください。

**お申し込みお問い合わせ** 〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル3階  
一般財団法人 栃木県社会保険協会 ☎028-666-0480

**お願い** 返送用の封筒(宛名明記・切手貼付)はそれぞれの申込書ごとに同封してください

## 大平のぶどう狩り・ぶどう購入料金割引券申込書

コピー可

一般財団法人栃木県社会保険協会 あて

令和 年 月 日

事業所所在地	Ⓣ 住所		
事業所名称	Ⓣ		
電話番号	担当者氏名		
事業所整理記号	協会管理番号		

※事業所整理記号は年金事務所から送付される算定基礎届等に記載されています。 例) 01-トヘソ

※協会管理番号は「社会保険とちぎ」が送付された封筒の宛名シール下部に印字しています。

氏名	被保険者・家族の別 (○で囲んでください)	氏名	被保険者・家族の別 (○で囲んでください)
①	被保険者・家族	④	被保険者・家族
②	被保険者・家族	⑤	被保険者・家族
③	被保険者・家族	⑥	被保険者・家族

\*お申し込みされる方、全員(1事業所6名まで)のお名前をご記入ください。

※この申込書に記入された情報は、本事業以外の目的には使用いたしません。